

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二號

第十卷

論說

德川時代の税制……………法學博士 瀧本 誠一

基礎社會の發達方向(一)……………文學士 高田 保馬

租税の限度に就きて(二・完)……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(七・完)……………文學博士 三浦 周行

マルクスの勞働價值論の根本命題(一)經濟學士 堀 經夫

時事問題

經濟界不安の繼續……………法學博士 戸田 海市

超過所得税論……………法學博士 小川郷太郎

雜錄

現代支那に於ける社會上の一缺陷……………文學士 小島 祐馬

收穫遞増減の諸觀點……………法學士 石川 興二

ラレーの「和蘭貿易に關する考察」……………法學士 山口正太郎

近刊の經濟史に關する三著述……………法學士 本庄榮治郎

租税の限度に就きて(二完)

神戸 正雄

第二段 租税限度に關する抽象的の標準

(一) 一般的標準——前段所説に依りて私は實際に據るべきの數字的標準としては、國際比率を推すものであるが、(A)斯かる數字的標準も其數字の儘にては誤謬に陥り易く、隨つて此に別に抽象的標準を附説する必要あることは前にも一言する如くである。偕て又(B)斯かる標準としては(い)或は出来るだけ低ければ良いとか(註一四)、或は必要又は有益なるだけを以て限度とすべしとの説もあれども(註一五)、此等は探ることを得ぬ。出来るだけ低きが良しといふても、必要ある以上は致方もなく、又良き政治が行はるゝならば税が必ずしも低きに及ばぬ(註一六)。併し必要があるとしても、實際限もなく取つては國家の存立を危うくすることゝもなり、又必要有益なる勤務の範圍を定むることゝも難い(註一七)。勢ひろ(最實行し得べき標準としては其國の經濟上の發達を阻碍せざる程度たること、即ち其國の經濟界が當該税の下に漸次衰頹せざるのみならず、むしろ多少とも發展し得る餘地あるの程度たることを薦めなければならぬ(註一八)。此によりて國家の存立が維持せられ

而も多少は發達も出来ることになる。正常の租税としては之を標準とするの外ない。勿論非常時には之を破るも已むを得ぬ。

(註一四) 例之セーは、凡べての財政計畫の最良なるものは少く支出することであつて、凡べての税の最良のものは其額に於て最小なるものであるといふて居る。²³⁾

(註一五) 例之フィスチンカは國家の課税權の實行は必要といふ標準にて制限せられなければならぬといひ、ヘツケルも租税は唯だ國豊の充足の爲めに必要なだけにてのみ徴收せらるべしといひ、更らにボリユーに依れば、或學者は租税の爲めに最大限と最小限とがありといふて居る。そして其最小限は缺くべからざる公勤務を行ふに必要な額であつて、最大限は其を行ふ爲めに國家が箇人又は私團體よりも一層適當する所の有益なる勤務の全體に必要な額であるといふのである。²⁴⁾

(註一六) プアイフアーは曰く、通例租税の高さにつき苦情が生じたのでなくて、むしろ其不良なる使用又は其目的に適はざる徴收について生じた。²⁵⁾

(註一七) ボリユーは曰ふ。之が應用について精密を缺く。何が缺くべからざる公共勤務かといふことが六つかしく、有益なる勤務につきても同一の面倒がある。²⁶⁾

(註一八) ムルハルトは曰く、國の内部の力及強さが堪ゆるよりも多く國民を緊張せしめないことを要する。——租税義務者の一般所得を公共經營の支出の爲めに取盡す所の政府は凡べての豫見せられざる出來事に係る所の不安なる状態にあつて、彼は常に危險に動搖する。——而して國家即ち政府が國民の衰頹なしに可能なるだけ多く國民の富より取らなければならぬ又取ることを得るといふ非常に大なる原則に達することにつき證明を要しない。²⁷⁾——之を多少趣を異にしてロツツは租税を義務者たる箇人に勤勉の繼續が行はるゝ大さに制限しやうとした。

(二) 特殊的標準 —— 右の一般的標準を更らに細く別けて見ると、

論 說 租税の限度に就きて(二)完

第十一卷 (第二號 二九) 一七九

23) Murhard, a. a. O. S. 109. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 9.

24) Fusting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 5. Heckel, a. a. O. S. 159. Leroy-Beaulieu, l. c. p. 126. ²⁵⁾ Pfeiffer, a. a. O. S. 9.

26) Leroy-Beaulieu, l. c. p. 127. 27) Murhard, a. a. O. S. 107. 108. 112. 124.

(A) 第二には財産元本を侵蝕しない程度たるを要する。財産元本が正常税にてドシ／＼減少し行くやうでは、其國民經濟が衰退し國の存在をも危うくするに至る恐がある(註一九)。其故に此事は一應は嚴守されなければならぬ。尤も此は各箇の人民の處でいふのではなくて、國民經濟の全體上いふことである。或箇人が怠慢不注意等の爲めに、低い税をも所得より出す能はずして財産を賣拂つて納むるとも、此の如きことの全體上に起らざる以上は差支ない(註二〇)。特に或人が税を拂ふ爲めに財産を賣拂つても、他の何人かゞ其所得より買取つて、隨て税が全體上は矢張り何人かの所得より支拂はるゝこととなり、而かも其財産が前の人の手に在りたる場合よりも一層有利に利用さるゝこととなり得る。又夫の侵蝕は税の名義に關しない。資本又は財産税にても所得にて優に出され、所得税が場合により財産元本侵蝕となることもあり得る(註二一)。

(註一九) 此點は諸學者一致す。例之リンアエンパツハは課税は給付能力を租税目的の爲め正當に捕捉する爲めには、正常の方法にては所得に依ることを得るも、根幹財産に依ることは出来ない。根幹財産に依る課税は必然に公正又は經濟主義を全く擁護しなければならぬ。隨て此が唯だ異常なる事情に於てのみ行はれ得るといひ、コーンも所得が課税の正常の源を成す。財産は規則正しく繰返す場合の爲めでなくて、單に非常なる場合に要求に取らるゝを得るといひ、ロツシアは餘り高い税即ち純所得、もつと銳くいへば其他の一樣に必要な生活需要の充足の後に尙存する所の所得部を超えたる税は、繼續の可能がない。何となれば此が其固有の基礎を破壊するから。併し最健全なる國家にてもが外國よりの危險によりて税が純國民所得では不十分となり、むしろ財産の根幹に侵入せざるべからざる處に進み得るといひ、バスターアルも社會の自由所得を取り盡し、其集積したる富の額を減するが如き重き税を、國民的危機の外何ものもが辯護しないといひ、プアイフ

ア)も税は國民資本を侵すが如く定められてはならぬといひ、アダムスは凡ての税は所得より特に適當にいへば純所得より拂はれなければならぬといひ、ホルグトも私經濟の所得の中につきて、課税の終局の源としては正常的には唯だ純所得のみが問題となるといひ、ヘッケルも正常の税源としては唯國民所得のみが考察に来ると爲し、ワグナーも正常の國民經濟的税源は國民所得と爲し、コンラードも租税は唯所得又は純收益より取らるべきである。何となれば此が然らざれば資本蓄積を侵蝕し一國の給付能力を永久に減少するからといひ、アイゼンハルトも財産の一定部を租税として取ることは租税能力の源を斷えず減少することに外ならずといひ、ラッは資本が税によりて減少するときは、財の生産及國民所得の減退が生ずる。國民の資本の増減は各の租税制度の必要なる要求であるといふ。²⁸⁾

獨りツルカーは唯所得のみを税すべく資本を税せざるべしと普通に行はるゝ要求は無意義なりといふて居る。²⁹⁾

(註二〇) ロッシアは之につき注意して曰く、土地財産の可なり高き相続税又は賣買税もが頗る其經濟家によりては所得中の貯蓄より出さしめるのに、低き利子税が粗忽者を資本の要求に誘つた。此點にても國民財産と私財産との間に區別されなければならぬ。³⁰⁾

(註二一) エーベルとは曰く、實際餘り高からざる租税が、假令財産又は資本に對する比例にて賦課せられ、隨つて名義上財産又は資本税として現はるゝとも、財産を傷けざることを得、他方に高き税は假令所得により測定さるゝとも、財産を減少し又は少くとも其増加を不可能と爲し得る。³¹⁾

B) 斯く税が財産元本を侵蝕せざることを要するは勿論であるが、尙ほ全體上財産元本の増加の生ずるが如きことを要し、其には現在の財産元本を侵蝕せざることが肝要であるが、併し場合によりては假令現在の財産元本を侵蝕しても、之が補充力の大なるものがあれば結局に於て財産元本を侵蝕せず、國富を減退せしめずして、むしろ之が増加を生じ、優に國民所得によりて租税が

28) Umpfenbach, Fw. S. 157-8. Cohn, System d. Fw. S. 295. Roscher, a. a. O. S. 188. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 290. Pfeiffer, a. a. O. S. 25. Adams, l. c. p. 332. Borgh, Fw. S. 89. Heckel, a. a. O. S. 156. Wagner, a. a. O. II. S. 315. Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 27. Eisenhart, Die Kunst der Besteuerung. S. 14. Rau, Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. I. S. 397-8.
29) Walcker, Fw. S. 33.
30) Roscher, a. a. O. S. 187.
31) Eheberg, a. a. O. S. 177.

擔はるゝことゝなり得る。故に又此補充力の涵養といふことが大切な事業になる。此については

(い) 一方には政府が租税として得たる収入の使消の方法に就きて有益に使ひ、即ち直接生産的か又は間接生産的か何れにしても有益に使つて其の爲め人民の經濟活動が一層便利になる。經濟以外の方面にも利益を生ずることゝなるが、經濟上にも相當の直接間接の効果が現はれて、租税によりて失ふた以上の或ものを他方効果の上に現はすといふことが出来る。所謂租税の再生産的作用が行はるゝ(註二)。然るときは夫の租税を出すについて財産元本侵蝕に至らなかつた場合は勿論結構であるが、假令之を侵蝕しても間もなく何時かは之を取返して餘りを生ずることにもなる。故に重税を課する國家としては此點につき最大の注意を拂ふことゝならなければならない。此が當局者の義務である。尤も現在に於て財産元本を侵蝕せざるを得ざる程の重い税の下に、長き行政によりて之を取返すといふことは實際隨分困難の事であるから、其れ程に取ることは特に慎重にしくはなくてはならぬ(註三)。

(註二) (A) 租税の再生産的作用を説く學者は少くない。就中スタインは其代表者である。曰く、税は單純に國家に移らない併し行政の經濟的條件を作る目的を有つ。故に税は此行政給付の價值に對する補償である。行政に依つて税が更らに其固有の源たる所得を生ずる。然るときは結局其點は最早單に既に存在する所得に對する其割合によりて定められないうで、均し

く本質的に未來の所得に對する割合即ち其使用の生産力によりて定められる。隨ふて税の高さと其使用の生産力とが常に交互影響にある。吾人は故にいふ、行政の生産力が租税の高さの第二の元素である。此に於てか税が頗る高きことが出来る而かも其が低き税よりも一層大なる經濟價值を有し得ること。ヘツケルも亦同様のことを説く。曰く、租税を以て生ぜられたる給付及設立せられ又は維持せられたる設備は國民的全事業及其生産力を生じなければならぬ。而して間接に各箇の被税者の生存利益を進めなければならぬ。彼等は再生産的に生産と全經濟生活を發展せしめる。此故に吾人は租税の相對的再生産につき語ることを得る。此再生産が愈々高き度にて活氣的に働けば働くほ愈々多租税が擴張するを得るであらう。

——其れから課税の限界は其相對的再生産に存する。租税基本の利用の程度及方法は餘剩生産の度によりて條件せられる。斯の如くにして餘剩を再生産することが愈々多く達せらるれば達せらるるほど、愈々強く課税の緊張が生じ得る。併し此餘剩と課税との間の不均衡が生ずるときに租税給付能力の限界が達せらるること。其他同趣旨を説くものは例之ツグナーの如し曰く不生産的目的の公債費の爲めに經常費の三割乃至四割以上をも使用し而も固有の生産的國家行爲が同時に多少唯缺乏を見る場合には租税の國家給付に於ける再生産力を缺乏、此の如き目的の爲めに斯かる範圍の課税は國民資本の課税となるべき恐があること。パスデーブルも亦、租税は最良の放資形式であるといふ考は、若し國防司法及其他國家の必要な機能の爲めに要せられたる租税が最良の方法にて放下せられ、良き報酬を生ずといふことがいへるならば、實體上正當であるといひ、ムルヘルも賢明なる節約が政府の凡ての分科に行はれ其必要及適當なる維持の爲めに必要なるよりも多くが租税として要求せられないときは、又政府が華奢なる光輝でなくて國家の福祿を、虛榮的の計畫でなくて國民の内部且つ一般的なる力を目的とするときは一層良いであらうといひ、彼に依ればガニリーも國家權力は其經費が大なれば愈々有力なることを人は信じない。彼の力は常に租税義務者に經費支出後に止まる所の富財の度によりて條件せらるるといふて居る。³²⁾

(R) 同趣旨ではあるが、租税となる物財が私人の手にあるときと國家に移りたるときとの效果の比較より説明するがある。例之ロツシアは私人財産の税より生ずる根幹財産損失は、國民財産に取りては恐らくは一人の手より他人の手への單なる移轉となり得る。其の國民經濟上の利弊は前の利用方法と後の利用方法との關係に係るといひ、ミツチも人は租税が一の放資

32) Stein, a. a. O. S. 539. Heckel, a. a. O. S. 132. 160. Wagner, a. a. O. II. S. 317-8. Bastable, l. c. p. 283. Murhard, a. a. O. S. 107.

で而かも此が放資の最良きものとなり得るまいが、——如何にも屢々國家が人民より取る所の富を甚だ有益に使用する。往々にして彼は單なる箇人よりも一層其く之を使用する。併し彼が常に斯の如しとはいふを得ないといひ、ブアイフアーは國家の、有つ所の各の收入は何れより生ずることも此が不生産的目的に使用さるゝときは、其國の富度を少くも其れ丈け減少する。併し國家が彼に流入する貨幣にて唯だ街路運河を築き學校を建て其他此種の實際價值を生ずる制度を初めたときは、國家は此目的の爲めに拂はれたる税によりて實際一層貧乏にはならないであらう。箇人より取り去られたる貨幣が國庫によりて建築業者労働者手工業者學校教師等に入るであらう。其年の終りに前と同丈けの資本が國內に在る。各人は固より其税を拂ふ爲めには恐らくは多くの享樂を止めなければならぬであらう。或者は恐らくは衣服を少く買ふことになり他の者は酒の消費を節するであらう。斯くて彼等が止めなければならなくなつた此等の物の代りに、其小供を送るを得べき學校、彼等に多數の財を一層廉價に入手せしむべき良き道路運河を有つこととなる。此に租税が多少合理的に課せらるゝときは、全體が利得しなければならぬ。——多少不必要なる享樂の代りに、全體が其き教育機關及運送方便によりて永久的利得を受くる——他方には併し租税の爲めに損害を生じ得る。生産的に放下すべき者より貨幣を取つて、他の價值を生ずることなくして消費する者に與ふることとなる時は其である。——租税の壓迫は此等の場合に於て徴收せらるゝ額に關しないで、むしろ唯其目的に反したる使用に關するといふて居る。⁹³⁾

(註三) スタインは曰く、税の高きは關する第二の原則が生ずる。其は租税が經濟の進歩を妨ぐるほど高く現在の所得を負擔せしめるときは凡べての未來の再生産力に對しても餘り高きものとなるといふことである。⁹⁴⁾

ろ他方、人民に於て智德の精神上の力が強大であるならば、重い税でも樂に負擔し、且つ税によりて失ふたものを補充することが出来る。即ち人民の團體に對する愛着忠誠の念が強いときは税を輕くも感じ(註二四)、且同時に其智能もが相當にあるならば、一層の勤勉工夫節約等を行ふて夫の補充を爲し得ることになる(註二五)。國民の勤勉工夫によりては餘程生産費を減少させ又は收

93) Roscher, a. a. O. S. 187-8. Nitti, Principes de science des finances, p. 409. Pfeiffer, a. a. O. S. 9-10. 12.

94) Stein, a. a. O. S. 540.

益を増加することを得るが、尙又特に生活費の如きは事實大なる屈伸力をもつ(註二六)からして智徳の力によりては可なり重き負擔に堪え、且つ財産元本の侵蝕ともなり得る税を優に補充することを得る。そして此人民の精神力の緊張といふことは(1)彼等自らの自發に待つものもあり(註二七)(2)教育によりて氣永くかゝつて養成することをも得やうし、(3)或は彼等人民の性質によりては租税其ものが之が刺戟となるといふこともあり(註二八)、(4)或は更らに一般政治の仕方が之を刺戟することもある。此點は恐らく政府として特に重税の際には最力を用ゐなくてはならぬであらう。即ちa)公平にして且つ産業獎勵的なる租税制度及徵收方法(註二九)b)節約必要有益且つ公平なる國費使消の方法が行はれ(註三〇)c)一般人民に參政權が與えられて、人民が政府を我物也との考并に政府の收斂に對して安全なりとの考の行はるゝときは(註三一)夫の精神力が發揮さるゝことを得る。反之此等の條件の缺くる場合には、夫の精神の發揮が難く、輕い税でも尙且つ苦情が斷えず、人民が自暴自棄に陥り、夫の補充は行はれず、經濟上の發達が妨げらるゝのみならず、社會上政治上好ましからざる結果をも齎らす。注意しなくてはならぬ。

(註二四) シエーンは愛國心が行はれない處には最小税も厄介となり、公共心の行はるゝ處には重き負擔が輕くなるといふて居る。³⁰⁾

(註二五) ムルハルトは之に關聯して、勤勉と節約とは國民の富井に國家の富の眞の且つ唯一の源といふて居る。³¹⁾

(註二六) フォウケも之に關聯して、最必要なる生活需要は場處的に確定した大さでもなく、時間的に確定した大さでもない。

此故に生活最小費を精密に決することは不可能といふて居り、ワルカーも、諸多の貧なる勞働者が例之其十馬克を飲酒に充つるか、喫煙に充つるか、貯蓄金庫にか、又は其小供の食物の改良及教育の改良、又は或他の隨意なる目的に放下せんかの選擇を有つといふて居る。況や多少餘裕の大なる階級に於ては生活費は餘程大なる伸縮の餘地をもつ。

(註二七) プアイフアーは曰く、真く整頓した共同體では、各人は彼に國家が與ふる所の利益を明に自覺す。

(註二八) 税が人民の勤勉努力を刺激するや否やは、人民の性質にも關する。之につきニッツは曰く、人は租税が經濟を進め、生産の上に有益に刺激するといふが、——實に英國は一七九九年に初まつた戰爭の壓迫の下に、其産業が非常に發達した。而して一層大なる企業心及發明の證明を與えた。——斯く税が屢々刺激となることは出来る。併し疑もなく其が狭い制限の下に於てあると。そしてバスターズは、ヒュームは各新税が其を擔ふべき主體に於て、新しい能力を生ずる。而して公共負擔の各の増加が其に比例して人民の勤勉を増加するといふことは、或境界内に保たるときは理論及經驗に於て或基礎を有すとしなければならぬと考へ、マツカロツクは佛蘭西戰爭の間の英國の重税が勤勉企業心及發明を刺激して、當時の富の増進の原因の一であつたといふが、——そして其に一面の道理もあるが——唯簡單に生産者から富を取去ることに依つて新しい富を作るといふことは明に不能であるといふて居り、ムルハルトに依れば、シェーンは國民の性質が之大なる勢力を有つ。國民が怠惰なるときは、私人の收入を多く取去つてはならぬ。然らざれば彼等が勇氣を阻害することとなるであらう。併し勤勉なる國民では富き税が不平等に擔はる。何となれば納税者が擴張したる勤勉によつて税を補償しやうと努めるからといふて居る。

(註二九) (A) 一般に徴收の方法につき此點を考へたるはホフマン、プアイフアーで、ホフマンは租税は其國庫に流入する所の額に依りてよりも、むしろ其徴收の費用及形式によつて頗る屢々壓迫的となるといひ、プアイフアーは租税徴收の形式及費用が國費に使用方法と同様く、此が租税其ものよりも一層多く苦情を生ずといふ。(B) 特に公平なる租税分配につきて此點を考へたるは例之バリエーで、彼は比例的公平の規則に従へる租税の分配が、税を高くすることの一條件であるといひ、ラウも亦た、租税の壓迫は或國民階級及箇人の間に於ける租税負擔の缺點ある分配より生じたといひ、匿名政治家も亦、多くの

36) Murhard, a. a. O. S. 105.

37) Vocke, a. a. O. S. 182. Walcker, a. a. O. S. 33.

38) Pfeiffer, a. a. O. S. 8.

39) Nutt, l. c. p. 405. 406. Bastable, l. c. p. 284. Murhard, a. a. O. S. 110-111.

國にて租税の壓迫の下に重く苦しんだ。特に此が税額の爲めでなくて、むしろ不平等な間違つた分配の爲めにといふて居る。
(C) ムルハルトは特に勤勉奨励を高唱し、公共收入の改良の爲めの凡ての計畫の中にて、勤勉奨励を目的とするものよりも
以外のもので、爾かく有利な結果を約するものはないといふ所である。⁴⁰⁾

(註三〇) 例之バリエーの如きも、費用の性質が、其を拂ふ爲めに課せらるゝを得る税の度合の上に非常な影響を有つといひ、
ホフマンも租税に依る負擔、ついでにの不平が主として、租税收入の使用が租税義務者に於て其固有の利益に對し不明なるこ
とに依つて理由附けられることが茲に注意すべきであるといひ、グアイファアは、租税に關する苦情は租税其のと同丈け
古い。併し人が之を根本について見るときは、此が殆ど凡べて税額其ものに條件せられないで、多くは人民が國費の使用が
彼等の福祉に最良く適ふが如き方法にて生ぜざることを認むることに關する。——各人が斯かる計算——政府が税に對して相
當なる仕事を爲したりといふ——を爲す地位に置かれただけでは又は國費の大部分が其利益の不明なる制度の爲めに使用せ
らるゝことを見出す以上は、彼は最小の税額をも常に唯反對して出すこととなるといふて居る。⁴¹⁾

(註三一) パステールは勤勉の最大の刺激は安全といふことである。而して悉意的又は壓迫的の税よりの保護は、政府に對
する保護の唯一の形式であるといひ、バリエーも、自由の爲めの故に、頗る重い税をも徴收することの出来ることは既にモ
ンテスキュー并にトーマスに依りて爲された注意であるといひ(モンテスキューは一國に於て自由が支配すればするほど、
其租税負擔が益々高くなることが出来る。其故は自由が活動と勤勉とを進め補助材料(富所得)を増加すること、自由により
て人民の政府に對する愛が増加すると同様に於て政府の爲めの要求の危險が減退することにあるといふ)、ムルハルトも亦、
國家形式もが此に無重要ではない。國民が立法に關與する國では、專制君主國に於けるよりも一層高い税が徴せられ得る。
ユスチは租税が專制君主國では純所得の三分の一、立憲君主國では四分の一、共和國では六分の一となり得ること主張し
たけれども、此の如き規定が可能なるときには、確かに恰も其と反對とならなければならぬ。——人民が自ら課税するや政府
が其同意なくして課税権を行ふやには常に大なる區別がある。前者では彼等自ら指定する一層大な税に於て、彼等が其目的

40) Hoffmann, Die Lehre von den Steuern. S. 12. Pfeiffer, a. a. O. S. 9.
Parieu, l. c. p. 50. Rau, a. a. O. S. 3 8-9 Staatsmann a. D., Fw. S. 171.
Muhar, a. a. O. S. 105.
41) Parieu, l. c. p. 50. Hoffmann, a. a. O. S. 13. Pfeiffer, a. a. O. S. 9. 13.

に適ふこと又は必要なることを實證するの故に、恣意的に上より下に課せらるゝ小な税に於るよりも現在秩序に一層満足する⁴²⁾ことが出来るといふ。

結 論

以上要之、租税限度に關する標準としては、數字的には國際比較の結果たる、國民所得に對する租税の平均負擔率を用ゐ、之を斟酌するのに抽象的標準として其國の經濟發達を阻碍せざることを以てし、其の爲めには特に租税により財産元本を侵蝕せざらんことを期し、併せて各般の政治施設によりて租税による損減を補充して尙餘裕を生じ且つ人民をして出来るだけ容易に負擔し進んで給付せしむるやうに導かなくてはならぬ。

42) Bastable, l. c. p. 285. Parjeu, l. c. p. 89. Murhard, a. a. O. S. 111. 129. 130-131.